

幼児教育・保育の

無償化が始まりました。



☎ とも未来課子育て支援班 ☎ 内線 2575

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども

3歳から就学前までの全ての子どもたちの利用料が無料になります。

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(市内では、やよい幼稚園)の利用料は、最大月額25,700円の範囲で無料。

※実費徴収されている費用(給食費、教材費、制服代、通園送迎費など)および延長保育利用料は有料。ただし、給食費のうち副食費については、市独自で月額4,500円を上限に免除。

※幼稚園は満3歳(3歳になった日)から、保育所は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無料。

※保育所を利用する0歳～2歳児クラスまでの子どもたちの利用料は、住民税非課税世帯に限り無料。

幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用する子ども

新たに保育の必要性があると市から認定を受けた場合には、幼稚園利用料に加え、利用実態に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が実質無料になります。

※預かり保育は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無料。また、3歳になった後の最初の3月31日までの子どものうち、住民税非課税世帯の子どもも最大月額16,300円まで無料。

認可外保育施設などを利用する子ども

新たに保育の必要性があると市から認定を受けた3歳児クラスから就学前の子どもたちは、最大月額37,000円までの利用料が無料になります。

※0歳から2歳児クラスまで(3歳になった後の最初の3月31日まで)の子どもたちについては、住民税非課税世帯が対象で、最大月額42,000円までの利用料が無料。

無償化Q&A

Q どのような場合に、保育の必要性の認定を受けることができますか？

→就労(就労日数が月15日以上で、かつ就労時間が月60時間以上)、妊娠・出産、疾病・障害、同居親族などの介護・看護、災害復旧、求職活動、就学のいずれかに該当する場合に保育の必要性の認定を受けることができます。

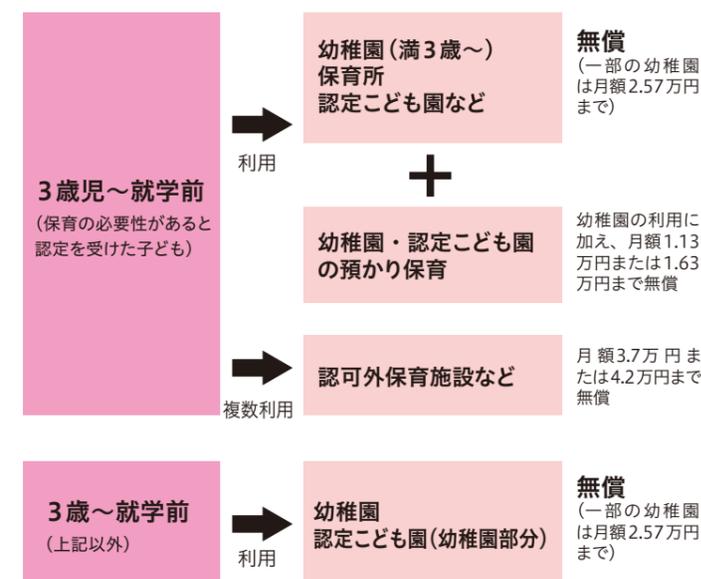
Q 認可外保育施設などとはどんな施設ですか？

→無償化の対象事業として市の確認を受けた認可外保育施設、一時預かり事業(幼稚園の預かり保育を含む)、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。

Q 市内のへき地保育所の利用料も無償化の対象ですか？

→市内のへき地保育所に入所している子どもたちの利用料は無料となります。ただし、実費徴収されている費用(教材費、制服代など)やお弁当は、引き続き保護者の負担となります。

幼児教育・保育の無償化の主なイメージ



子育て家庭の負担を軽減
10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。この制度は、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から就学前までの子どもたちと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料となるものです。
また、平戸市では市独自で子育て家庭の負担軽減を図るため、幼稚園・保育所などを利用する3歳以上の子どもにかかる副食費(月額4,500円上限)を免除します。保育の必要な世帯が預かり保育や認可外保育施設などを利用する場合は、市から保育の必要性の認定を受けることで利用料が無料となる場合があります。
詳しくはとも未来課(幼稚園については教育総務課)に問い合わせてください。